

4 文 科 高 第 2 0 4 6 号
社 援 発 0 3 3 0 第 7 7 号
令 和 5 年 3 月 3 0 日

各
〔
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
社会福祉士学校又は介護福祉士学校
を置く国公立大学長
関 係 団 体 の 長
地 方 厚 生 (支) 局 長
〕 殿

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
(公 印 省 略)

「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」
の一部改正について

標記「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日付19文科高第918号・社援発第0328002号)を別紙新旧対照表のとおり改正する。

新 旧 対 照 表

改正	現行
<p>19 文科高第 9 1 8 号 社援発第 0328002 号 平成 20 年 3 月</p> <p>(最終改正) <u>4 文科高第 2046 号</u> <u>社援発 0330 第 77 号</u> <u>令和 5 年 3 月 30 日</u></p> <p>各都道府県知事 各指定都市市長 各中核市市長 社会福祉士学校又は介護福祉士学校 殿 を置く国公立大学長 各関係団体の長 各地方厚生(支)局長</p> <p>文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 7 条第 2 号及び第 3 号又は第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の規定に基づく学校の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成 20 年文部科学省令・厚生労働省令第 2 号)(以下「学校指定規則」という。)に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添 1 のとおり「社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を、別添 2 のとおり「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を定め、学校の指定に際しては、学校指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成 21 年 4 月 1 日(社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和 62 年政令第 402 号)附則第 2 条第 2 項の規定に基づく指定を行う場合にあつては、平成 20 年 4 月 1 日)より適用することとしましたので通知します。</p>	<p>19 文科高第 9 1 8 号 社援発第 0328002 号 平成 20 年 3 月</p> <p>(最終改正) 元文科高第 1122 号 社援発 0306 第 22 号 令和 2 年 3 月 6 日</p> <p>各都道府県知事 各指定都市市長 各中核市市長 社会福祉士学校又は介護福祉士学校 殿 を置く国公立大学長 各関係団体の長</p> <p>文部科学省高等教育局長 厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 7 条第 2 号及び第 3 号又は第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の規定に基づく学校の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成 20 年文部科学省令・厚生労働省令第 2 号)(以下「学校指定規則」という。)に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添 1 のとおり「社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を、別添 2 のとおり「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」を定め、学校の指定に際しては、学校指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成 21 年 4 月 1 日(社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和 62 年政令第 402 号)附則第 2 条第 2 項の規定に基づく指定を行う場合にあつては、平成 20 年 4 月 1 日)より適用することとしましたので通知します。</p>

別添 1	
社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針	
1～3（同右）	
4 指定申請書等に関する事項 （同右）	
5・6（同右）	
7 教員に関する事項 （同右）	
8～12（同右）	
13 経過措置に関する事項	
<p>(1) 令和3年3月31日において現に存する社会福祉士養成施設（以下「既存養成施設」という。）において、令和3年4月1日から入所する者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、令和2年10月1日までに行わなければならないこと。</p> <p>(2) 平成21年4月1日から令和7年3月31日までの間において教歴を有する教員については、7の規定にかかわらず、<u>学校指定規則別表第1（次表において「新科目」という。）に定める科目</u>に加えて、当該科目ごとに次表に定める社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和2年文部科学省・厚生労働省令第1号）改正前の指定規則別表第1に定める科目（次表において「旧科目名」という。）に関する教歴を含むことも差し支えないこと。</p> <p>なお、平成21年3月31日以前において教歴を有する教員については、7の規定に関わらず従前の取扱いとする。</p>	
新科目名	旧科目名
医学概論	人体の構造と機能及び疾病
心理学と心理的支援	心理学理論と心理的支援
社会学と社会システム	社会理論と社会システム
社会福祉の原理と政策	現代社会と福祉
社会福祉調査の基礎	社会調査の基礎
ソーシャルワークの基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職
ソーシャルワークの基盤と専門職（専	

別添 1	
社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針	
1～3（略）	
4 指定申請書等に関する事項 （略）	
5・6（略）	
7 教員に関する事項 （略）	
8～12（略）	
13 経過措置に関する事項	
<p>(1) 令和3年3月31日において現に存する社会福祉士養成施設（以下「既存養成施設」という。）において、令和3年4月1日から入所する者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、令和2年10月1日までに行わなければならないこと。</p> <p>(2) 平成21年4月1日から令和3年3月31日までの間において教歴を有する実習演習担当教員については、4の規定にかかわらず、<u>実習演習科目</u>に加えて、当該科目ごとに次表に定める社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和2年文部科学省・厚生労働省令第1号）改正前の指定規則別表第1に定める科目（次表において「旧科目名」という。）に関する教歴を含むことも差し支えないこと。</p> <p>なお、平成21年3月31日以前において教歴を有する実習演習担当教員については、4の規定に関わらず従前の取扱いとする。</p>	
新科目名	旧科目名
医学概論	人体の構造と機能及び疾病
心理学と心理的支援	心理学理論と心理的支援
社会学と社会システム	社会理論と社会システム
社会福祉の原理と政策	現代社会と福祉
社会福祉調査の基礎	社会調査の基礎
ソーシャルワークの基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職
ソーシャルワークの基盤と専門職（専	

門)	
ソーシャルワークの理論と方法	相談援助の理論と方法
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉の理論と方法
福祉サービス組織と経営	福祉サービス組織と経営
社会保障	社会保障
高齢者福祉	高齢者に対する支援と介護保険制度
障害者福祉	障害者に対する支援と障害者自立支援制度
児童・家庭福祉	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
貧困に対する支援	低所得者に対する支援と生活保護制度
保健医療と福祉	保健医療サービス
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見制度
刑事司法と福祉	更生保護制度
ソーシャルワーク演習	相談援助演習
ソーシャルワーク演習(専門)	
ソーシャルワーク実習指導	相談援助実習指導
ソーシャルワーク実習	相談援助実習

別表1、2(同右)
(様式1)～(様式4)(同右)

別添2(同右)

門)	
ソーシャルワークの理論と方法	相談援助の理論と方法
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉の理論と方法
福祉サービス組織と経営	福祉サービス組織と経営
社会保障	社会保障
高齢者福祉	高齢者に対する支援と介護保険制度
障害者福祉	障害者に対する支援と障害者自立支援制度
児童・家庭福祉	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
貧困に対する支援	低所得者に対する支援と生活保護制度
保健医療と福祉	保健医療サービス
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見制度
刑事司法と福祉	更生保護制度
ソーシャルワーク演習	相談援助演習
ソーシャルワーク演習(専門)	
ソーシャルワーク実習指導	相談援助実習指導
ソーシャルワーク実習	相談援助実習

別表1、2(略)
(様式1)～(様式4)(略)

別添2(略)